

市・都民税、所得税の申告をする方へ

●高齢者の障害者控除対象者認定書を発行します

次の認定要件のすべてに該当する65歳以上の方に、市・都民税、所得税の申告に必要な障害者控除対象者認定書を発行します。

◇認定要件

- * 障害者手帳を持っていない（お持ちの方は申告時に手帳の提示により控除可）
- * 介護保険の要介護1～5の認定を受けている

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

昨年1月～12月に納めた国民年金保険料と国民年金基金の掛金は、市・都民税や所得税申告のとき、社会保険料控除の対象となります。

申告には、昨年11月に日本年金機構から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付してください。控除証明書に記載された月分以外にも納付した場合や、家族の分を納付した場合は、その領収証書も添付してください。

また、昨年10月1日～12月31

* 市の障害者控除対象者認定基準に該当する（事前に介護福祉課認定担当に問い合わせを）

◇申請 介護保険証を持って、市役所介護福祉課へ

* 代理人の方は、本人確認できる書類、対象となる方の介護保険証をお持ちください。
☆詳しくは、介護福祉課認定担当へ。

日に、昨年中初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に日本年金機構から控除証明書を送付します。

☆国民年金について詳しくは、控除証明書専用ダイヤル ☎0570-0031004、または、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

☆国民年金基金について詳しくは、全国国民年金基金東京支部 ☎0120-65-4192へ。

認可外保育施設の保育料を補助

月64時間以上の就労、出産、病気、求職、就学などの理由で、保育の必要性があると認められると、次のとおり補助を受けられる場合があります。

保育の必要性の認定を受けていない方は、市役所子ども子育て支援係へ連絡してください。

◎保育料の無償化

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用している方が対象です。

◇無償の範囲

- * 0～2歳のお子さんのいる住民税非課税世帯 = 月4万2000円まで
- * 3～5歳のお子さんのいる世帯 = 月3万7000円まで

◎認可外保育施設利用支援

認可外保育施設のうち、認証保育所、及び、都の指導監督基準を満たす施設を利用している方が対象です。

認可保育所よりも保育料が高い場合に、その差額を補助します。上限額は、下の表のとおりです。
☆詳しくは、子ども子育て支援係へ。

▼補助上限額(月額)

| 支給要件 | | 上限額 |
|----------|----------|---|
| 0～2歳児クラス | 住民税課税世帯 | 第1子 4万円 第2子 5万4000円 第3子以降 6万7000円 |
| | 住民税非課税世帯 | 2万5000円 |
| | 3～5歳児クラス | 2万円 |

マイナンバーカードの受け取りはお済みですか



申請後に市から交付通知書が届いたら、早めに、交付予約システムまたは電話で受け取り日時を予約してください。なお、交付通知書に記載の期限を過ぎても、当面、受け取ることができます。

☆詳しくは、市民係へ。

市ホームページはこちら▶



休日保育をご利用ください ～令和5年度の事前登録を受け付け～

仕事などにより家庭で保育できない場合に利用できます。利用には登録が必要です。4月からの利用を希望する場合は、2月20日～3月20日に各施設へ問い合わせのうえ、登録してください。

☆詳しくは、子ども子育て支援係へ。

市ホームページはこちら▶



| | 上ノ原保育園分園 | 認定こども園 ミナパもくせいのもり |
|-------|--|---------------------------|
| 所在地 | 昭和町4丁目 | もくせいの杜1丁目 |
| 問い合わせ | ☎595-7058 | メール minapa@tns.or.jp |
| 対象 | 1歳以上で、離乳食が完了している未就学児 | |
| 日時 | 日曜日、祝日(年末年始を除く)の午前7時30分～午後6時30分 | 日曜日、祝日(年末年始を除く)の午前7時～午後6時 |
| 費用 | 有料(金額については問い合わせを) ※お子さんが認可保育施設などに通っている場合は費用負担なし(要件あり) | |